

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

令和4年3月31日

1 協議の場を設けた区域の範囲

大野・豊木・富秋・西郡地区並びに鶯・川合地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月18日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

大野・豊木・富秋・西郡地区 39経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 5経営体 |
| 個人 | 33経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 1組織 |

鶯・川合地区 34経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 5経営体 |
| 個人 | 29経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0組織 |

4 3の結果として、当該地区に担い手が十分にいるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

今後は農地中間管理機構等を活用しながら、農地の集約・拡大の継続と、新たな若い世代の農業支援を地域で行っていく。